

一人ひとりの人権が尊重される津市を目指して 

平成24年度津市人権施策

推進計画

進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1. 平成24年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・P1～P2
2. 総合的な評価・提言
・・・P3～P4
3. 施策別の評価・提言
・・・P5～P16
- 用語解説
・・・P17～P18
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・P19

1. 平成24年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針および、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

基本施策

《人権啓発の推進》

市民人権講座や講演会、街頭啓発、広報紙などを通して広く市民に啓発した。人権ポスターや人権作文、人権標語等を募集し、啓発に役立てた。市職員の人権意識向上のため研修会を開催した。市内の企業への啓発に取り組んだ。

《人権教育の推進》

園児・児童・生徒それぞれの年代に応じ、人権紙芝居や絵本の読み聞かせ、出会い学習や体験学習、人権フォーラムや他校との交流会などを行い、幅広く人権問題について学び、考え、討議できる学校環境づくりに取り組んだ。また、教職員や市民を対象とした研修会や講座を開催することで、学校だけではなく広く市民にも人権について考える機会を設けた。

《相談・支援体制の充実》

スクールカウンセラーを活用した児童生徒の相談、女性弁護士による女性のための相談、家庭児童相談員や保育士等による育児相談、在住外国人を対象とした生活オリエンテーションの相談支援体制をとった。また、警察やハローワーク、三重県女性相談所など外部の関係機関との連携を図り、年々多様化する相談等に対応した。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

ユニバーサルデザイン^{*1}(略称 UD)のモデル地区である香良洲地域をはじめ、学校・企業・地域において、研修会や講演会を行い、UDの意識向上や理解に努めた。津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との協働により、UDの周知・啓発に取り組むとともに、市内の学校や公共施設のUD化を進めた。

また、三重おもいやり駐車場利用制度^{*2}に基づくおもいやり駐車場の整備及び案内看板の設置を行った。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権に関する取組を行っている団体の支援を行った。また、団体と協働して啓発活動等を行った。

分野別施策

《同和問題》

隣保館を中心に、地域のニーズに合わせた講座や各種相談など、地域住民の生活課題に応じた事業に取り組んだ。地域や各種団体を支援し、他の公的機関とも

連携して啓発やさまざまな事業を行った。

《子どもの人権》

学校に配置したカウンセラーやスマイルハートサポーター^{*3}により、児童生徒の悩みや相談に対し適切な対応を行った。行政、学校、警察、民生委員、NPO等で構成する津市児童虐待防止等ネットワークによる児童虐待の防止や見守り等の支援に努めた。子育てを支援するため、ボランティアなど人材の育成や養成講座の充実を図った。休日・夜間の応急診療所の運営、医療費助成など子育て環境の整備を行った。NPOや市民団体等とともに、子どもの権利条例の制定に向けてさまざまな取組を行った。

《女性の人権》

女性の人権について、情報紙やイベント、研修会を通して市民への啓発に努めた。就業形態や家庭の事情に応じて、一時保育や休日保育等の事業を行い、女性の就労を支援した。警察や女性相談所との連携や、女性弁護士による女性のための法律相談等の実施により、セクシュアル・ハラスメント^{*4}やドメスティック・バイオレンス^{*5}（略称 DV）被害の防止や対応に努めた。医療費や不妊治療費の助成、妊娠・出産・育児に関する支援、各種教室等の相談事業を行った。

《障がい者の人権》

学校・園に配置した特別支援教育支援員により、幼児・児童・生徒に適切な指導及び必要な支援を行った。また、教師や児童・生徒がそれぞれ理解・認識を深めるための研修や学習会、特別支援学校との学校間交流等を行った。障がい者の地域での生活を支援するため、各種団体への支援や医療費の助成、福祉サービスの提供、作業所や社会福祉施設への補助、支援を行った。

《高齢者の人権》

高齢者の要介護状態への進行や、引きこもり、孤独を未然に防ぐため、介護予防や医療・生活面の支援を行った。生きがいのある豊かな生活を送れるよう、寿大学や各種講座の開設、シルバー人材センターや老人クラブへの支援を行った。

《外国人の人権》

市の発行物やホームページなどに多言語を用いた。外国人支援コーディネーター活動^{*6}や生活オリエンテーション等を実施し、日本での生活を支援した。外国人児童に対する日本語指導や適応指導を行うとともに、異文化交流を進め、相互理解を深める取組を行った。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

学校や関係機関と連携し、薬物乱用防止に向けた啓発を行った。休日夜間応急診療所により、休日・夜間の急病時の診療を行うとともに、二次救急輪番病院による救急患者の受入体制を整え、住民の安全の確保を図った。

2. 総合的な評価・提言

施策の進展度評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
21年度	A	B	Ⓒ	D	E
22年度	A	B	Ⓒ	D	E
23年度	A	B	Ⓒ	D	E
24年度	A	B	Ⓒ	D	E
25年度	A	B	C	D	E

基本施策

《人権啓発の推進》

人権啓発の推進には、情報化社会となった今日の社会状況に合わせて、新たな視点・工夫を加えた啓発の推進が必要になってきている。

人権問題は個別の対応や対策が必要なものもあるが、大きくは社会全体の問題として、人権の啓発を進めるとともに、一人ひとりが自分自身の問題として考えられるような取組が必要である。

《人権教育の推進》

人権教育推進のため、各年齢に応じた内容の工夫と、地域との協働により、さまざまな方法で事業が展開されているなど評価できる。今後は、その効果を検証していくことも必要である。また、優れた人権感覚を体得するため、多様な人権教育の機会を企画・実践し市民へ提供してもらいたい。

《相談・支援体制の充実》

多くの相談事業が展開されているが、さらなる周知と相談体制の充実を望む。また、多様化する相談に対応すべく、職員や関係機関のスキルアップを望む。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

すべての人々の人権が尊重されるとともに、その社会参加の機会が確保され、共に暮らすことができる社会を実現するためには、安全で快適に生活できるUDのまちづくりが求められており、今後も引き続き取り組んでもらいたい。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

市民活動の組織などとの連携には、行政・学校・企業・住民等によるネットワーク作りが必要不可欠であり、今後とも一層の取組を期待する。

分野別施策

《同和問題》

地域や団体等と協働し、さまざまな施策が行われていることは評価できるが、絶えず同和問題の本質的な解決につながる施策の在り方の検討を期待する。

《子どもの人権》

相次ぐ子どもへの虐待や体罰の問題は個別の対策や対応も必要であるが、根底には大人の子どもの人権意識が問われており、行政・学校・民間・NPO・地域等によるネットワークにより、さらなる大人を意識改革に取り組んでもらいたい。

《女性の人権》

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられる社会を構築するため、さらなる施策の推進に期待したい。

《障がい者の人権》

障がい者が自尊心を持って社会に関わることができるよう、障がい者の意見や要望を聞き取る努力や吸い上げる方策、そしてその要望を実施する施策の構築を望む。

《高齢者の人権》

高齢者向けの事業や施策等については、啓発活動の推進、環境の整備、相談・支援体制の確立が不可欠となっていることから、質の高いサービスや暖か味のある相談支援等、高齢者の立場に立った事業が推進されることを期待する。

《外国人の人権》

外国人と共生するためのさまざまな取組がなされているが、日本に在住している外国人は、非常に複雑な法律により生活しており、これら外国籍住民が不安なく生活ができるような取組を期待したい。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

人権啓発事業は多方面に向け実施すべきだが、担当課だけでなく他の部局とも連携するなど、効果的に行っていただきたい。

人権施策の推進に当たっては、市民一人ひとりが優れた人権感覚と問題意識を持ち、人と人との連携を密にしながら、行政・関係機関をはじめ、市民や地域等が一体となって取り組んで行かなければならない。

こうした取組が、真に一人ひとりの人権が尊重される社会の実現につながっていくことを期待し、今後の施策を見守っていきたい。

3. 施策別の評価・提言

施策の体系：基本施策 施策分類：人権啓発の推進

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

今年度も人権啓発の取組が、地域の中で根付いて継続して行われたことが報告されており、特に地域人権啓発事業においては、地域住民の関わりとともに子どもたちが参画して人権について深く考える機会になり、関係者の方の意識の高さと努力を感じる。今後ともよりニーズにあった工夫を加えた活動の継続を望む。

また、多くの事業で、平成24年度の課題・問題点があげられるなど、目的を持って取組がなされており、大いに評価に値する。地域での取組は小学生、中学生も参加する事業もあり、地域の中で幅広い世代で身近な問題に引き寄せて考える機会になっている。一方で、慣例化された事業になると、継続することが目的となり、現状と今後を見据えた内容の見直し等を含む課題の捉え方が難しくなるため、今後その取り組み方について期待したい。

次年度は、多くの事業で課題・問題点があげられており、まずは克服に向けて努力すべきである。また、情報化社会となった今日の社会状況に合わせて、新たな視点・工夫も加えての啓発の推進が必要である。

2 今後の取組についての提言

人権の問題といっても、自分自身の問題としては捉えにくく、差別や偏見について、正しい知識を学ぶことで終わってしまう場合が多い。「してはいけないこと」として意識化されても、自尊心が低ければ、比較したり、周りの目が気になったり、人を思いやるところか、自分も大事に思えない現状の中で、はけ口として外に向かう状況が生まれる。いじめや虐待もまさに人権を侵害する問題だが、その背景には経済状況を含む社会の問題がある。個別の対応や対策が必要なものもあるが、大きくは社会全体の問題として人権の啓発を進めるとともに、一人ひとりが自分自身の問題として考えられるような取組が必要である。地域に根差した顔が見える取組は今後も継続することが大事だが、情報化社会となった今日多くの人に関心をもってもらえるような視覚的、聴覚に訴える啓発の方法が問われている。同時に、個人の気持ちに変化するような啓発（ワークショップ^{※7} 的な）も両輪として進めていかなければいけない。

施策の体系：基本施策 施策分類：人権教育の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

教育委員会と白山総合支所による中学生意見交換事業は、互いに交流し意見交換をすることで生徒たちが視野を広げるとともに、反差別を初めとするさまざまな人権問題について考えるよい機会となっていて評価できる。

ボランティア体験事業は、助け合うことの大切さや喜びを体得するなど、体験的・実践的活動を積極的に取り入れ、すべての学校で実施している点は素晴らしい。今後は学校と地域が連携し、地域ぐるみの活動になることを期待したい。

中学校区で開催する「子ども人権フォーラム」は3年目を迎え、保護者や地域と連携したり、高校・特別支援学校・私立などとも交流したりしているところもあり、各中学校区で、その実状に合わせた特色あるフォーラムが実施されるようになってきている。また、中には意見交流の様子を保護者や地域にも公開し、共に考える機会としているところもあり評価できる。

地域住民を対象にした人権学習会事業や、地域の子どもたちを対象にした地域学習会事業のような、地域で取り組む地道な活動はとても大切であり評価できる。すぐに効果が表れる事業ではないが、継続して取り組むことが大切である。

市民を対象とした小規模人権教育講演会事業は、参加者から人権課題を自分のこととして受け止める感想が聞かれるなど事業の効果が期待できるが、一過性に終わることの無いようにしたい。

人権教育推進のためにさまざまな方法で事業が展開されている。幼児期からの発達段階を踏まえ、保育園・小学校・中学校・高等学校・成人など年齢に応じた内容が工夫され、その中でも地域の実情等に応じて、多様な主体が協働しながら連携を図り実施している様子が見られとても評価できる。毎年行われている継続事業は、参加者の動向を見守りつつ、その効果を検証していくことも必要である。

2 今後の取組についての提言

人権教育の推進に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、個別的な視点からの取組があるが、普遍的な視点で人権について取り組むとき、具体的な人権課題のありようから切り離された抽象的理解にとどまるのではなく、個別的な人権課題を深く理解することにつながるようにすることが大切である。また、個別的な視点で人権課題を捉えようとするとき、その課題をめぐる特有の状況や認識の仕方に縛られず、人権課題を普遍的・客観的に把握することが大切である。普遍的な視点と個別的な視点の二つのアプローチを互いに関連させながら取り組むことが重要である。

人権問題を鋭く捉える感性や日常の生活の中で態度や行動に現れる人権感覚を体得するためにも、参加型学習等の手法を活用した多様な人権教育の機会を企画、実践し、市民へ提供していく必要がある。

施策の体系：基本施策 施策分類：相談・支援体制の充実
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育所における育児相談など、多くの相談事業が展開されているが、その窓口は市民に十分周知されているとは言い難い。勤務体制がさまざまな市民の相談を受けるためには、時間的考慮が必要であり、さらなる周知と相談しやすい環境整備が求められる。

児童憲章に「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」とうたわれている。行政、学校、民生委員、NPOなど、その他多くの機関で構成する児童虐待防止等ネットワーク会議が、問題が起きてから対応するのではなく、未然防止に重点を置いたことは評価できる。

近年進む少子化と地域コミュニティの消失により、孤立する保護者が問題となっている。保護者が交流でき、かつ育児相談等が出来る遊びの広場事業は、ニーズが多くこれからの活動に期待したい。

ストレス社会と言われる現代では、うつ病や心身症などが社会問題にもなっている。相談室を設けている企業もあるが、勤労者にとって勤め先の相談室には行きづらいという現状がある中で、メンタルヘルス^{*8}事業の推進は重要かつ求められている事業である。より充実した事業にするためには、利用者の声をよく聞き改善していくことが必要である。

人権相談事業においては、ホームページや「広報津」などにより相談窓口の情報などを提供し、生活相談をはじめ、職業相談、健康相談、その他さまざまな相談事業が展開されているが、市民への周知は十分とは言えない。また、複雑化する社会情勢において相談内容も多様化し、それらに応える職員のスキルアップが望まれる。今後に期待したい。

このように、人権相談・支援体制の充実に向けてさまざまな施策が取られている。どの事業も意義のある必要な施策であるが、市民に十分周知され、必要としている人に情報が届いていなければ事業そのものも無意味である。課題・問題点をしっかり捉え、市民にとってさらなる充実した施策を展開されたい。

2 今後の取組についての提言

人権に関わる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。そこで、相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められる。そのため、人権相談の実施者は、必要な知識や技能を幅広く修得し、研修を重ね、専門性の確立を図るために、より一層のスキルアップが必要である。

また、これら相談窓口が、より相談者に信頼され安心して相談できる窓口として有効に機能するためには、相談者の視点に立った相談体制をめざし、行政機関だけではなく、他機関との連携を図り、柔軟で機動的な取組を図る必要がある。

施策の体系：基本施策 施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

ユニバーサルデザイン（略称UD）のまちづくり事業のモデル地区として、香良洲地域の取組の結果を検証し、その成果を津市民に伝える必要がある。

災害時に避難所となる学校、体育施設、社会教育施設、公園等の整備事業については、昨年同様まだまだ不十分である。津波における避難を考えると、被害が想定される地域の施設では、スロープの設置だけでなく上階への避難確保も必要である。

道路環境整備事業においては、既存歩道上での段差を解消したり、カラー舗装による自転車道を確認するなど、道路の安全性、快適性等の向上を図り、人に優しい道路整備を目指していることは評価できる。

加えて、通学路整備事業についても、児童・生徒が安全に通学できるようにUDに配慮するべきである。

建築指導関係事業は、小規模な民間施設におけるUDによる整備基準に合致しないことが問題であったが、重点的に誘導指導を行ない前年度に比べて適合率が増となったことは評価できるが、まだまだ合致したところは34%と低く、今後さらなる整備が求められる。

視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、社会参加や日常生活に必要な情報を伝えるためにさまざまな事業が取り組まれている。今後、利用者の声を聞き、さらなる充実した支援に活かすことが求められる。

防災に関する事業は、高齢者や障がい者はもとより、市民みんなが安心して住むことができるまちづくりには欠かせない。よりの確な情報をいち早く提供できるように取り組まなければならない。

このように、UDのまちづくりを目指し、さまざまな事業が展開されているが、その効果はまだまだ不十分であり、今後も引き続き取り組む必要がある。

2 今後の取組についての提言

すべての人々の人権が尊重され、共に支え合って生き生きと暮らすことができる社会を実現することは、私たち市民すべての願いである。こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるUDのまちづくりに取り組む必要がある。今後、高齢化が進む社会では、ますますUDのまちづくりが求められると考えられる。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

行政、地域、関係団体において、研修会やイベントの開催、サークル活動や啓発活動、児童や外国人に対する取組や各種補助・給付金の支給など、多岐にわたりそれぞれ努力しているが、評価ランクは「C」とした。各事業の評価点としては5点満点中、2～5点と幅の広い評価となった。白山市民会館で開かれる人権フェスティバルのみ評価「5」としたが、理由は継続事業ながら、内容・動員・取組において他の事業と比較して評価ができるものである。他の事業においても内容を模索しながら活動を行っていることには評価しつつも、前年までの活動を形式的に行っているように思われる。また、サークルや会員募集を目的とした活動においては、広報活動が不足しており、各組織としての努力不足が目立った。

2 今後の取組についての提言

今回の事業については、そのほとんどが継続事業であり、新たな取組が無かった。「市民活動の組織などとの連携」は、行政・学校・企業・住民等の連携によるネットワーク作りが必要不可欠であり、国籍・老若男女を問わず幅広く行っていかなければならない。それには、行政・学校・企業・住民等との繋がりが重要だが、まず行政内の連携体制をしっかりと構築することが重要であり、行政と市民活動の組織の緊密な連携をとることにより、新しい市民（住民）活動が実行できるのではないか。地域活動の普及・啓発、人材育成、情報提供の充実、協働体制の整備、多様なネットワークづくり等、問題は山積しているものの、各部署においては試行錯誤を重ねつつ活動を行っていくこと等、今後ともなお一層の努力を期待する。

施策の体系：分野別施策 施策分類：同和問題

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

同和問題に関わる人権施策としては、市民が学習・教養・相談・教室・デイサービスなど直接関わるものの他に、施設運営維持・団体活動補助・広報等の施設や組織の維持等の直接市民が触れない間接的な施策と差別事象への緊急対応がある。直接関わる分野の施策については、それぞれ地域の独自性を加味した施策が実施され地域住民の生きがいや健康管理に大いに貢献していることは推察されるが、同和問題の根本的解消につながる施策が少ないことが残念である。その意味で雲林院福祉会館の人権フィールドワーク、松浦武四郎会館での研修会や中央・白山市民館・川合文化会館・美杉人権センターなどの小学生の体験学習及び白山市民館の識字学級などは、評価点には表れていないが、大切にしたい。

施設の維持及び団体活動への補助並びに広報施策については、その継続の重要性は理解しているが積極的な評価は困難であり、中庸な評価にとどめた。

なお、差別事象への速やかな対応は今後も期待したい。

2 今後の取組についての提言

同和問題は表面上は過去の問題と言われながら、世代が代わった現在においても、思いがけないところで顔を覗かせることがある。市民がこの問題の本質を学ぶ機会を失うことのないよう、施策を推進していくことを期待する。

例年の施策の継続踏襲の中で、絶えず同和問題の本質的な解決につながる施策の在り方を検討する姿勢を期待したい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：子どもの人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

平成24年度において、「子どもの人権」に関する34施策の事業が行われたが、継続している事業が多く、前年度を踏襲していると感じられるものがかかりあった。評価点は、評価4が11事業、評価3が22事業、評価2が1事業で、昨年度より評価が上がった5事業では、今年度の成果でますますの重要性を見出した事業や、昨年度より改善や工夫、努力が見える事業があった。評価3については事業の継続努力がなされていること（継続すること自体大変なことだが）については評価できるが、目的に照らしてみると課題や問題点の整理が弱いものや、取り組みに対しての成果が明確でないものがあった。

中でも、子育て支援事業においては、保護者や子どもに直接に関わる支援者の資質がとても大切なので、人材育成が今後の課題と感じた。スクールカウンセラー活用事業やスマイルハートサポーター事業においては、相談件数も増え必要性が実感されており、連携を図りながら、人材育成とさらなる充実を図っていただきたい。

市民委員会という形態の中で積極的な活動が展開されている子どもの権利条例づくり事業においては、21,053名の子どもたちの声を聴くアンケートの実施、定期的な子ども会議の開催等の取り組みを通して、子どもたちの声や気持ちをもとに条例づくり制定に向けて進めていただきたい。

昨年度と同様になるが今回も感じたことは、事業を継続することを目的とすることのないように、取り組みの成果は成果として挙げ、課題・問題点を明確にしておくことで新たな事業展開がされるのではないかと。何よりも事業が行われたことによって、人の意識の変化があったかどうかを捉え、成果に挙げるべきである。甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを切望する。

2 今後の取組についての提言

今年三重県でも尊い子どもの命が奪われる事件や子ども人権が侵害される深刻な事件が起こった。不審者対策とは別に、相次ぐ子どもへの虐待や体罰の問題は個別の対策対応も必要だが、根底には大人の子どもの人権意識が問われている。

学校でのいじめや体罰は子どもの人権を侵害する行為である。当事者や学校の問題とせず、地域社会全体で子どもの育ちに責任を持つ意識作りが大切である。どのような事業においても、子育て子育て支援、子どもに関わる現場に関わる人材育成（子どもの人権意識啓発）は、事業の質の向上になるのではないかと。年々多様化する子育てや深刻化する子どもの現状を捉え、目的に即して、事業の内容の見直しや工夫が必要だと感じた。

昨年度の提言の「乳幼児検診受診率（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）を100%にすべきである」について、受診率が100%近くになるところまで努力しているが、残念ながら100%ではない。この数%に虐待やネグレクト^{*9}が潜んでいる可能性がある。乳幼児検診はとても大切な項目であるので達成を期待する。

「子どもの人権」については、「子どもの権利条約」に基づき「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱で保障しなければいけない。また、「子どもの人権」啓発をすすめるには、行政、学校、民間、NPO、地域等がネットワークを組んで、大人の人権意識改革に取り組むことが必要であり、大人の人権意識が変わると子ども社会も必ず変化するのではないかと。

施策の体系：分野別施策 施策分類：女性の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

市役所内におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組として、全職員に啓発や周知をし、相談体制を整えたことは評価できる。しかし、実績が無いことから、もっと職員が相談しやすい環境を整えるため、外部の人間や機関に対応を依頼するなどの配慮が必要ではないか。

企業への啓発について、庁内組織で連携を図って実施したことは評価したい。

市の審議会への女性登用は、平成23年度よりやや（27.9%）向上したが、進み方が遅い。あて職^{*10}でなく、団体の代表に女性を推すような条件をつけるなど、さらなる努力を期待する。また、農業関係協議会や農業委員会の会合等において、「男女平等意識の啓発を図るような機会が無かった。」、教職員研修会においては、「男女共同参画をテーマの中心に据えた研修会は行えなかった。」とあるが、施策への意識に欠けることであり、今後の取組において改善を求めたい。

2 今後の取組についての提言

最近ではセクシュアル・ハラスメントも多様化しており、取り組みはまだまだ不十分である。広く市民に向けて啓発・周知を行うのは当然であるが、市役所内部における意識の向上も図り、市内部のメンバーだけでなく第三者委員会の設置なども検討すべきである。また、管理職の立場である職員に対しパワー・ハラスメント^{*11}の研修もぜひ行うべきである。

安心して子どもを産み育てられる環境は社会の責務である。その社会を構築するためには、市の施策が基本であるが、現在の取組は、まだまだ貧弱である。今後のさらなる施策の推進に期待する。

1 取組の評価

障がい者の人権施策として実施されている事業は、①障がい者に直接係わるもの、②障がい者団体に係わるもの、③障がい者支援・教育に係わるもの、及び④一般市民・企業への啓発に大別される。①障がい者に直接係わる施策としては基本的に障がいによる情報入手や身体行動の障害（物理的障壁）の軽減の支援、経費の軽減の各事業が継続的に行われ、③障がい者支援者・教育者の養成にも力を入れていると評価できる。

②の障がい者団体事業支援と④の一般市民・企業への啓発は、障がい者の自立心の育成と障がい者の尊厳に対する社会の理解の促進を図るものであり、いわば心理的障壁の解消を目指す施策であるが、あまり進展は見られずいささかマンネリ化している感がある。参加人数等からも関係者が毎年工夫を凝らし、努力を継続していることには敬意を表すが、当該障がい者の意見や要望がどのように反映されているのかが、判別しがたいのは残念である。

2 今後の取組についての提言

障がい者の人権とは、障がい者本人の物理的・金銭的障壁の軽減を支援するだけでなく、障がい者が自立心を持ちその尊厳が失われずに社会に関わることができることであろう。近年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行）」が相次いでできており、その意味で施策の対象者である障がい者の意見や要望を聞き取る努力、絶えず吸い上げる方策、そしてその要望の実施を検討する施策の構築が望まれる。

施策の体系：分野別施策 施策分類：高齢者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

高齢者向けの多岐多様にわたる事業や施策等については、所轄する部署において限られた人員、予算等において最大の努力をもって実施されており、それなりに一定の成果があったことを評価したい。

なお、一定の成果があったと認められる事業については次のとおりである。

- ・平成18年4月の介護保険制度の改正により創設された「地域密着型サービス」が適切に実施されているかどうか、従来からの事前調査票の改善を行い、22の事業所に対し、効果的な実施指導・監査を行い効果をあげた。
- ・65歳以上の高齢者に対し、基本チェックリストにより、生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある者を早期に把握することにより介護予防に効果をあげた。
- ・在宅介護支援を充実するため、高齢者に対し、相談、公的サービス、申請代行等の支援を実施した。
- ・調理困難な高齢者宅に食事を届けることにより、利用者の安否確認もできるという一石二鳥の効果をあげている。
- ・独居の高齢者に対し、緊急通報装置を貸出して、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる事業を実施した。
- ・介護予防・地域ケアの推進を図るため、市内に地域包括支援センター（9箇所）を設置し、介護予防事業のほか、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護等の事業を実施した。

このほか、シルバー人材センターの運営、鍼灸・マッサージ施術費助成、老人クラブに対する助成、転倒防止教室の開催、インフルエンザ予防接種費助成など、さまざまな事業が実施されているが、高齢者の生活機能の維持向上及び生きがいに繋がるように、さらなる充実・創意工夫が求められる。

2 今後の取組についての提言

高齢者に対する事業や施策については、啓発活動の推進、環境の整備、また相談・支援体制の確立が不可欠の要件となっていることから、今後は、これまで以上の質の高いサービス、暖か味のある相談支援等を常に高齢者の立場に立って推進することを期待する。

大規模災害発生時における高齢者（障がい者を含む）に対する避難・救助等について、特に対策の充実が望まれる。

施策の体系：分野別施策 施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

23事業の平均評価点は「3.0」であった。うち評価「4」、評価「2」がそれぞれ2事業であり、その他、ほとんどの事業は昨年と同様、継続的な行事を機械的に行っているように見受けられる。しかし、その中でも外国籍住民を理解し、また日本の文化を相互に理解しようとする「多文化共生推進事業」をより強力に行っている地域や、「言葉」による意志の未疎通を一刻も早く取り除こうと努力している地域もあり、今後ともその活動をより充実したものに進化させていってほしい。

一方、日本文化の紹介等行事においては、外国人住民の参加のための工夫が行われておらず、ただ、開催しただけの行事が多々見受けられる。真の相互理解を望むのであるならば相応の努力を惜しまず計画し実行すべきである。日本語教室の開催、外国人支援コーディネーター活動、ALT^{*12}の活用、巡回担当員の強化等、言語に関する活動は多少の前進が見られるものの、施策の評価ランクは「C」とした。

2 今後の取組についての提言

平成23年度でも指摘したとおり、日本に在住している外国人は、非常に複雑な法に則り生活している。第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成21年7月15日に公布されたことを踏まえ、多岐にわたる在留資格を認識するよう指摘した。共生するためのさまざまな行事（言語・文化・スポーツ・地域活動等）の開催を粘り強く行っていることに対しては敬意を表するが、行政としては、このような法改正にも敏感に対応しなければならないことも指摘した。

しかし、依然として窓口における対応はまだまだ十分とは言えない。地域住民が各地域で開催している地域住民としての親睦、相互理解行事等の努力と比較して、努力している住民と行政および各組織幹部の認識との間にまだ多少の乖離が見られるのではないか。外国籍住民の法的立場の把握、法律によって多岐にわたってしまった立場を認識し、研修、講演会、広報活動を通して外国籍住民が不安無く生活でき、的確なアドバイス・指導ができるよう努力すべきである。現在の外国籍住民のおかれている立場を意識しつつ、人格・文化を理解していかななくてはならない。相互理解とはその字の如く「互いに理解し合う」ということである。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

「広報津」は市民が広く情報源としているので、人権啓発のためにもっと多方面に掲載をし、意識を向けるチャンスとすべきである。

インターネット上の人権侵害は今後増えていくのではないか。県・関係機関と連携を密にし、全職員が人権意識のアンテナを高くしていかなければならない。

地域救急医療に対し、市民の安全・安心のために、医療体制の充実・強化を図ってほしい。何より大事な人権は“人命”である。

2 今後の取組についての提言

津市の人権施策の推進にあたって、全職員に求めたいのは「市民目線に立った事業の推進」意識を期待したい。

プライバシーの保護のための配慮は、あらゆる局面において欠かせないが、それを理由に次なる人権が守られないことのないよう、固定観念と杓子定規的な対応に陥らないことを望む。

人権啓発事業は多方面に向けて実施を続けてほしいが、多くの人に来てほしいという「待ち」の姿勢であるより、こまめに少人数でも、その場に出かけていく行動的啓発が有効と思える。また、一部局のみでなく他部局との連携もしくは他機関とのネットワークを組んだ啓発が必要ではないか。

用語解説

※1 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、全ての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設・製品・情報等のデザインのこと。

※2 三重おもいやり駐車場利用制度

三重県が実施主体となり、身体に障がいのある人や妊産婦の人などで歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度で、利用できる方を明らかにすることで、この駐車場を必要とする方が利用しやすくなることを目指している。

※3 スマイルハートサポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う津市の特別職非常勤嘱託員のこと。

※4 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平成11（1999）年に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

※5 ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、殴る、蹴るといった身体的暴力又は、無視する、怒鳴る、脅すなどの精神的暴力を与えること。

※6 外国人支援コーディネーター活動

就学前・小学生の外国人児童及び保護者に対し、学校への理解を深めるため、ポルトガル語・スペイン語などの通訳のほかに、学力支援や各種相談を行っている。

※7 ワークショップ

もともと「職場」「作業所」「工房」を意味し、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める「参加体験型」学習のことで、相互に学び合う過程を通して、気づきや発見が促される。

※8 メンタルヘルス

心の健康のことであり、過重労働による健康障害や仕事・職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスが原因となり、引き起こされることがある。

※9 ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

※10 あて職

あて職とは、ある職についている職員を、法令の規定により他の職につけることであり、充てられる職については具体的な任命行為は必要でなく、ある職に任命することにより、当然に他の職をも保有することになる。

※11 パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。

※12 ALT

外国語指導助手のことで、小・中学校、幼稚園、もしくは、教育委員会に配属されて、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備やさまざまな課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のために活動している。

津市人権施策審議会委員名簿

平成26年1月1日現在

氏名	所属団体・職名
あさお ゆきこ 浅生 幸子	公募委員
いえき かつひろ 家城 勝弘	津市民生委員児童委員連合会 会計
いしもり ひろき 石盛 裕規	津地方法務局人権擁護課長
おおたに とおる 大谷 徹	反差別・人権研究所みえ事務局長
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元津市立三重短期大学長
かわい まさみ 川井 正美	津市老人クラブ連合会副会長
かわぐち せつこ 川口 節子	三重県人権施策審議会会長
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たつかわ よしやす 龍川 恵康	津市身障者福祉連合会会長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター理事
つじおか としひろ 辻岡 利宏	連合三重津地域協議会事務局長
なかむら ひろとし 中村 博俊	NPO法人セカンドハーベスト名古屋 三重県担当ボランティアリーダー
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生生活科学科教授
にしかわ みほ 西川 美穂	三重県隣保館連絡協議会事務局員
はん ぐう 韓 久	在日本大韓国民団三重県地方本部事務局長
ほりかわ きよし 堀川 清	三重県児童養護施設協会顧問
やまこし ゆきこ 山腰 由紀子	津人権擁護委員協議会津地区委員会会長
よしかわ としこ 吉川 俊子	公募委員

(50音順)